

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

令和2年1月20日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）（委員長を除き五十音順，敬称略）

稲葉重子（委員長），大野浩，奥見はじめ，菊地夏也，清瀬伸悟，小林杉男，永井尚子，福田好宏，三好彩

（オブザーバー）

釜元修，中村雅人，西川裕巳，石井智世，阪田和也，秋田正之，三好敏夫，上馬場靖，北村善和，安藤奈緒美，坂本教雄，塩見善博

（庶務）

砂川朋子，関口律子

### 4 議事

#### (1) 委員交代の報告

#### (2) 前回のテーマ「家事調停充実の取組について」の取組状況報告

#### (3) テーマ「少年事件の再非行防止に向けた取組としての教育的措置」の意見交換

別紙のとおり

#### (4) 来庁者アンケートの集計結果報告

裁判所から，令和元年6月1日から同年11月30日までの間に投函された来庁者アンケートの集計結果報告を行った。

#### (5) 次回のテーマ

夫婦関係調整調停事件において子どもにとって望ましい話し合いを実現するための取組

(6) 次回の開催日時

令和2年7月10日（金）午後1時30分から午後4時まで

(別紙)

テーマ「少年事件の再非行防止に向けた取組としての教育的措置」の意見交換

(意見交換に先立ち、裁判所から、テーマについての説明を行った。)

(以下、委員長は◎、委員は○、裁判所の説明者は■と表示する。)

- 少年保護事件受理件数について、45パーセントという劇的な下がり方をしている。10年や20年という期間で、社会全体が内向きになっていった結果などが原因というのなら分かるが、5年でこのような下がり方をしているというのは感覚的に信じがたい。背景はどの辺りにあるのか
- 分析までは至らないが、要因としては、少子化で少年人口が減少していること、従来は暴走族等の集団が関係する事件が多かったが、その集団自体が消滅しつつあり集団での犯罪が減少していること、従来から共犯事件が多かったが、近時の少年はインターネットの普及等で人との関わりを好まない傾向にあることなどが考えられる。
- ◎ 少年事件は、従来から成人に比べて共犯事件が非常に多く、暴走族やその他の集団でけんかをしたり、遊び半分が徐々に犯罪に手を染めていくというのが典型的であったが、交友関係が少なくなり、単独犯が増えている。不良グループが背景にあると思いきや1、2人のグループだったり、1件当たりの共犯人数が減少していることが、加速度的な事件数の減少に影響しているのではないか。
- 減少している状況は、世の中にとって喜ばしいことなのか。これでよいのか。
- 意見交換のためには、現状分析が必要である。特殊詐欺の事案では、グループではなく上の世代の人に使われて、受け子として少年が検挙されている。詐欺事犯が増えているとか、少年非行の分析をしてから対策の検討になると思う。
- 万引き防止講習や社会奉仕活動の説明があったが、具体的には、少年はどこで講習を受けたり奉仕活動をしたりしているのか。少年の暮らしている地域なの

か、そうでないのか。

- 万引き防止講習は、当庁で行っており、神戸家裁管内の支部でも行っている。社会奉仕活動としての清掃活動は近隣の公園などで行っており、管理事務所と連絡を取りながら実施場所を決めている。
- 資料やレジュメの中で、「社会生活の中で実現」や「地域社会の担い手」という表現が使用されているが、「社会」と「地域社会」の表現の違いは何か。
- 厳密な使い分けをしているわけではないが、裁判所では、施設外処遇とか社会内処遇という言葉を使うことが多い。赦しがたい罪を犯したからといって施設に入れておしまいではなく、最終的には社会に戻ってくる。裁判所のみが考えるのではなく、裁判所外の方、社会や地域の人がどのように感じているのか、少年に理解してもらう必要がある。これを「地域社会」と表現している。少年がそれぞれの地元の地域と繋がりを持ってもらうためのきっかけとしてもらいたい。
- 「地域社会」とは、身近なところなのか世の中全体なのかを整理しないと議論の論点がぶれないか。
- 神戸家庭裁判所が事件を担当するという事は、神戸家庭裁判所の管轄区域内でどう担当するのかということになるので、神戸市その周辺エリアが「地域社会」ということになる。
- 罪を犯した少年は未熟なところが多いことから、社会の中で共存していける人になってほしいというところに重きを置いている一方で、個別の事案としてどう処遇するのかを考えている。その地域に戻ると友達がいて別のところに行く必要があったり、どうやって社会が協力していくのかということもあったりする。なので、「社会」という言葉は、目的に応じて柔軟に考えている。
- 地域社会というのは、生活圏と受け止めている。現在高齢者に再犯が多いのは、生活圏に居場所がないからであって、それは少年にも同じことが言えるのではないか。地域社会に期待をしても、居場所がない状態ということは、地域

社会が成り立っていないことになる。この状況下で、どうやって力を借りるのか。正直なところ、今時まだ清掃活動などを行っているのかという感想を持った。福祉施設に連れていくとか、万引き防止講習にしても、大きなスーパーではなく、もっと人と触れ合えるようなコンビニの店長を呼んではどうか。地域社会の力を借りようとしているが、社会とまだまだ隔絶しているようであり、地域社会の現状も判然としない状況で力を借りようとしているところに疑問を感じる。

■ 本日御紹介した公園の清掃活動や万引き防止講習は、分かりやすい例として挙げさせていただいた。保育園や高齢者施設に受け入れてもらうこともある。そのような活動で、本当に少年の更生保護に繋がるのかどうか、御指摘いただいた点は、日々考えていかなければいけない点だと思う。

◎ 御紹介した例は、神戸家庭裁判所だけではなく、全国の裁判所で従来から行っている典型例である。地域社会での活動としてどういうものがあるか、どういうアプローチがあるのか、御意見をいただきたい。裁判所では、社会という言葉は、施設内との対比として使用することが多い。

○ 具体的な手段についての意見交換が本日の目的と思うが、そうであれば、「社会の一員」、「地域社会の一員」、「社会の力」の意味を明確にしないと、検討の目的や範囲に大いに関わる場所であるため、教えていただきたいと思った。少年ごとに様々なケースがあるから、その少年にとってどこでどんな活動がふさわしいのかは調査官が調査し選んでいくのだろうと思うが、委員会として意見交換をするというときに、「地域社会の一員として」立派にするのかと「社会の一員として」立派にするのかとでは、大いに違うと思う。「地域社会の一員」はないと思うが、「地域社会の一員」というのであれば、例えば町内会の会員などのことを言っているのか、今回の目的で協議をするとしたら「社会の一員として」となると思う。例えば、選挙権について投票するとしても、参議院の比例区のことなのか、兵庫県の選挙区なのか、衆議院の小選挙区なの

か、当然範囲が違うが、それを社会とか地域社会に分けて説明する人はいないと思う。日常生活を基本に、何か具体的な手段を考えていこうということなのか、そうでない社会の一員として選挙権を行使するとか、勤労の義務を果たさせるとか、納税の義務を果たさせるとか、そういうことを考えていくのか、そういう違いに思えてならない。使い分けているようで混同しているので、はっきり申し上げた。

◎ 施設の中ではなく、社会の一員としてちゃんと生きていってほしいという思いがある。裁判所は、実際に生活をしている地域社会というイメージを持っている。実際は、あまり移動せず身近な地元で生きていく少年が多いので、選挙権とかいう話ではなく、自分の身近な人に大切にされているとか、ありがたがられるとか、地域社会という言葉の使い方が正確ではなかったかもしれないが、少なくともそういう意味で使っていると思う。

■ 厳密な使い分けや定義づけができていなかったが、社会の一員として更生してもらいたい、ただ、社会の一員という場合も、立派な大人というよりも、自分の生活エリアの中で責任を持って周りの社会と折り合って生活していける人になってもらいたいという大きな思いもある。裁判所の周りの方の力をお借りするとすれば、どういった策があるのかをお聞きしたい。

◎ 裁判所では、調査官や裁判官が働き掛けているが、講義を聞くことが多く座学に近いので、不十分なところがある。裁判所も課題を意識して取り組んではいるものの、裁判所の外に協力をお願いできそうなところはないかという思いがあり、テーマとして提案させていただいたものである。

○ 試験観察で、販売店での住み込みや老人ホームに通所した事例があり、いずれも裁判所と補導委託先が積極的に関与し、少年が飛躍的に更生したことがあった。試験観察が非常によかったと思っているので、現在の補導委託先の数などをお聞きしたい。神戸家裁は、補導委託先をたくさんお持ちなのか、それとも協力してくれる人がいなくて困っているのか。

- 補導委託先は複数ある。宗教団体、建設会社、その他施設などであり、神戸家裁管内では、身寄りのない少年や家に帰すのはどうかというような少年について、社会の中で人と生活してみようということを行っている。高齢者施設、保育園や幼稚園へ通所させたりしているが、協力していただける方を探しているところである。
- 裁判所は、補導委託先を募集しているのか。どのように開拓しているのか。
- 補導委託先は、現在、預かっていただけるところは十数か所あり、通所のところはそれ以上ある。しかし、男子少年と女子少年の両方を預かることができない所もあり、少年が通いやすい所など、少年の特徴に応じた幅広い補導委託先が必要であり、様々な機会を活用しながら、施設等を訪問する等、開拓活動を行っている。
- 清掃活動や万引き防止講習は試験観察では実施していないようであるが、どの場面で行うのか。
- 基本的には審判不開始や不処分が想定される在宅事件で実施している。
- 補導委託先は神戸の管轄内にあるのか、管轄を超えた補導委託先もあるのか。
- 基本的には神戸家裁管内であるが、大阪や京都など、庁を超えた共同利用の枠組みもある。
- 少年事件は根幹的な問題を扱っているのだから、話が非常にぶれやすいのは理解できる。再犯率が上がっている要因を知りたい。個が肥大化し、地域社会の境界が曖昧になっている。インターネットによって世界は身近に感じられるが、人とは繋がりにくく、あくまでもバーチャルなので、体験が少なくなっている。少子化で孤立しやすい中、5年前からゲーム依存が問題となり、少年と大人の触れ合いや少年同士の触れ合いが少なくなっていると言える。集団的な問題は減っている一方で、インターネットは引きこもることができるので孤立化しやすい。そういう意味では、体験的なものを大事にしたいと思う。地域の力がなくなっている分、家族へのサポートが重要に思うが、そのあたりを裁判所はど

う考えているのか。

- 再犯率の上昇については、明確に記載されたものは承知していないが、一部の少年が同じことを繰り返し犯していることが考えられる。受理件数は減り、一部の少年が再犯をしている、非行の内容やパターンも変わってきているなど、様々な要素が絡み合っていると考えられるが、私たちもはっきりと理解できているわけではない。

◎ 再犯率は上がっているが、再非行少年の数は少し減っている。非行から抜けきれない少年は抜けきれない。非行がない少年はない状態が継続する。再犯率が上がっているというよりは、非行を繰り返す少年だけが目立ってきてしまっている状況で、裁判所は、再非行を意識した取組が課題となっている。従来は、交友関係を断ち切ったり環境を良くしたりすることで立ち直ることができていたが、今は、少年の置かれた環境や資質などの問題により、深刻な状況にいる少年もいて、様々な働き掛けをしてもそれが十分に行き届いていないという割合が高くなっていると感じる。

- 多様な要因が絡んで再非行率が上がっている。様々な問題を抱えている少年は多数いるはずだが、非行という事象には繋がっていないのかもしれない。ただし、一部の非行少年は非行を繰り返し、全体の事件のかなりの割合を占めている。裁判所としては、事件を起こした少年を、いかにそこから離脱させるか、非行を繰り返す少年を残さないかというところに力が注いでいけたらと思っている。

◎ 少年の家族へのサポートについてはどうか。

- 少年に社会奉仕活動をさせるときに、家族は、保護者会に参加している。保護者会は、当庁に講師を招き、保護者複数人で意見交換をしている。子育ての仕方、少年との関係、少年の家庭以外とどういう繋がりがあったかなどについて意見交換をしている。講師は大学の先生に来ていただいております、グループワークをし、サポートとまで言えるかどうかは分からないが、励ましなり、それま



でいいと思っていたことが良くなかったのかとか、明日からこうしてみようとか、何かしらの気付きを持ち帰ってもらっていると思う。保護者会に入らない保護者に対しては、調査官調査において、少年や保護者に気付きを持ってもらえるように取り組んでいる。

- 保護者会への出席率はどの程度か。再犯少年の保護者の出席率が低いなどの分析はできているか。
- 出席率はかなり高い。再犯の少年の保護者のサポートがどこまでできているかは課題があるかもしれない。保護者会は、保護処分である保護観察などに付されない少年の保護者を対象にしているため、再非行少年が来庁した時に、調査官の面接で個別の働き掛けはしているが、集めたりはしてはいない。
- 明石学園というところは、夫婦と10名くらいの少年が共に暮らす明治にできた児童支援施設で、家庭的な雰囲気のもと、同じ境遇の少年同士の交流を通して日常生活の中で自立を目指すことを基本としており、施設内で教育も受けている。一定期間生活をして家庭に戻ったり、社会に巣立ったりというプロセスを経ているので、処遇を考えた時に、家庭的な環境というのは大切なのだと思う。家庭的機能が脆弱な家庭に、非行少年を戻すことはできない。例えば、不登校のためのフリースクールや薬物依存の脱却を目指すための情報共有や居場所づくりなどにより、非行から脱却できるケースもある。居場所づくりはNPO法人が支援しているが、このような組織作りが必要で、多様な人間関係により、よりよい大人へ成長できる居場所作りが必要であり、ここをどう支援するのが課題であると思う。
- ◎ 裁判所は司法機関なので、教育的な働き掛けや法的措置を踏まえて、最終的に処遇を決定するところまでしか関われないが、それをどういうところに繋いでいくことができるかなどについて、御意見を伺って考えさせていただくことが非常に多かった。